

令和8年1月30日

オープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納 入 (履 行) 場 所	納期(履行) 期 限	見積依頼書 公 表 日	見 積 書 提 出 期 限	見 積 合 せ の 日 時	防衛省競争 参加資格	備 考
1	久居(7)厚生センター便所排水改修工事	陸上自衛隊久居駐屯地	R8.3.31	R8.1.30	R8.2.13 10:00	R8.2.13 10:00		
		以下余白						

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒514-1118

住所三重県津市久居新町975

契約機関名(担当)第337会計隊(池上)

電話番号(内線)059-255-3133(内347)

FAX 059-255-3290







5 仕様書に関する問合せ先

久居駐屯地業務隊 管理科営繕班 西野(内369)

表紙含む全5枚

久居（7）厚生センター便所排水改修工事

陸上自衛隊久居駐屯地業務隊

工事名称	久居（7）厚生センター便所排水改修工事				
図面名称	表紙				
業務隊長	管理科長	営繕班長	給排水係長	施設管理	担当者
					
陸上自衛隊久居駐屯地業務隊					図面番号
					1/5

仕 様 書

- 1 作業名称：久居（7）厚生センター一便所排水改修工事
- 2 作業場所：三重県津市久居新町975（陸上自衛隊久居駐屯地）
- 3 作業期間：契約締結日～令和8年3月31日

4 作業概要

作業種目	内容	規格	概算数量	備考	
建築	撤去	天井ロックアップ吸音板t9撤去 下地石こうボードT2.5撤去	16.5㎡		
	内装	天井ロックアップ吸音板t9新設 下地石こうボードT2.5新設	16.5㎡		
機械設備	撤去	排水管撤去	鉛管50A 鋼管40A	2.8m 2.2m	
			鋼管50A 鍍鉄管80A	1m 5m	
	衛生設備	排水管新設	VP40A	2.2m	保温材 含む
			VP50A	3.8m	
			VP75A	5m	
	排水管接続	77mm・M12・エポキシ 鍍鉄管VP接手	6か所 1か所		
電気	撤去	照明器具撤去	ダウンライト	9台	
		照明器具撤去	LED照明器具	1台	
	照明設備	LED照明器具再設置	ダウンライト	9台	
			LED照明器具	1台	

5 一般事項

- (1) 作業は、本仕様書、図面、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）及び関係法令等を遵守して実施すること。また、仕様書に記載なき事項等については監督官との協議によるほか、技術上必要なものは請負者側の責任において良心的に施工すること。
- (2) 現場の納まり等で材料等の軽微な変更は監督官と打合せの上行うこと。また、軽微な変更に伴う金額変更は行わないものとする。
- (3) 本作業に使用する材料はすべて新品とし、材料等承認願を提出し、監督官の承認を受けたものを使用すること。グリーン購入法適合、環境対応及びエビコマーク等環境物品の使用に努めること。
- (4) 請負者は、作業実施に先立ち、監督官と協議のうえ作業工程表を作成し監督官に提出することとし、了解を得たのち作業を実施すること。

- (5) 作業実施前には危険予知活動を実施すること。
- (6) 作業中は、請負者の現場代理人又はそれに準ずる者が必ず現場に常在すること。
- (7) 作業は請負者の責任施工とし、施工に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (8) 作業時間は午前8時15分から午後5時迄とする。なお時間外・土曜日・日曜日・祝日及び年末年始休暇（12月24日～1月3日）は原則、作業不能日として見込んでおり、やむを得ず実施する場合は、監督官と協議の上実施するものとする。

6 特記事項

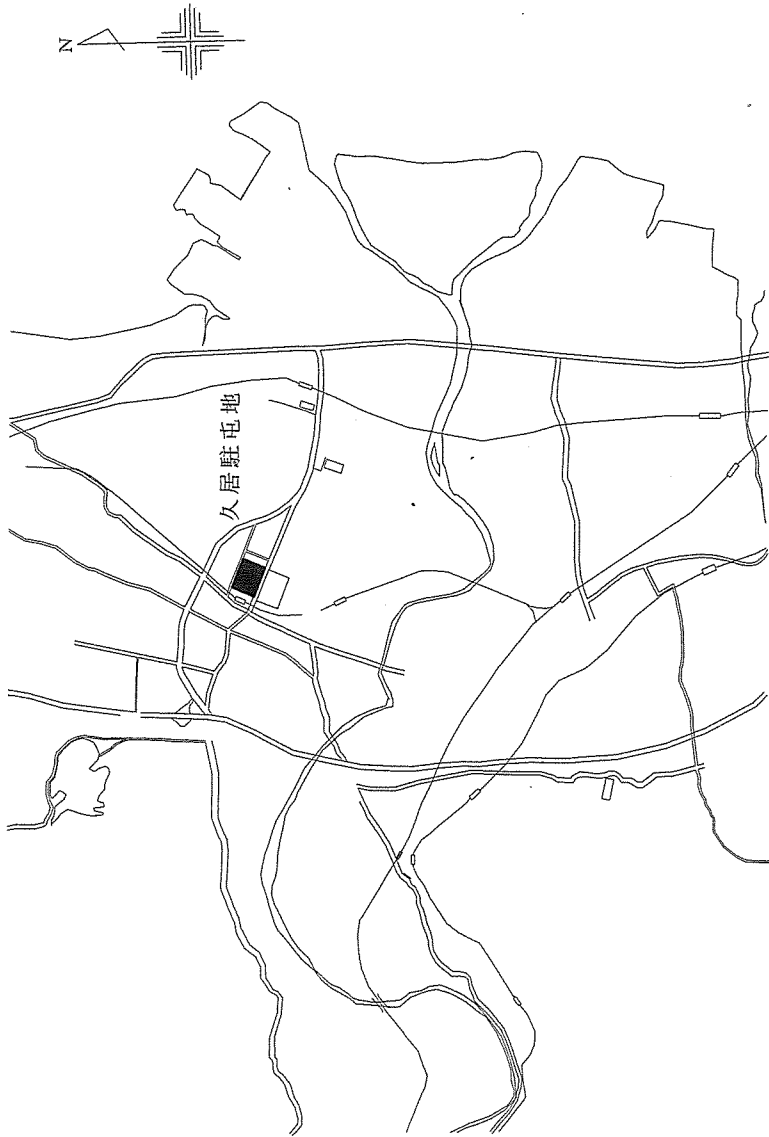
- (1) 本仕様書及び図面記載寸法は、標準寸法につき施工に際して細部原寸確認し、各作業を実施すること。
- (2) 本作業の発生材のうち、鉄屑等については監督官の指示する場所へ集積し、官側へ引継ぐこと。その他発生材については、請負者において処分すること。なお、廃棄物として処分する発生材については、建設系廃棄物マニフェスト（A～E票）（写）廃棄物処理報告書、産業廃棄物処分業証明書、産業廃棄物収集運搬業許可証を監督官に提出すること。
- (3) 作業日時及び、日程等については、必ず監督官の許可を受けた後実施すること。
- (4) 作業業者の現場への立入経路及び、資材置場、廃棄物置場等については、監督官の指示に従うこと。
- (5) 請負者は感染症等の対策を徹底すること。
- (6) 作業中は、請負者の現場代理人を常駐させ、安全管理に努めること。

7 提出書類

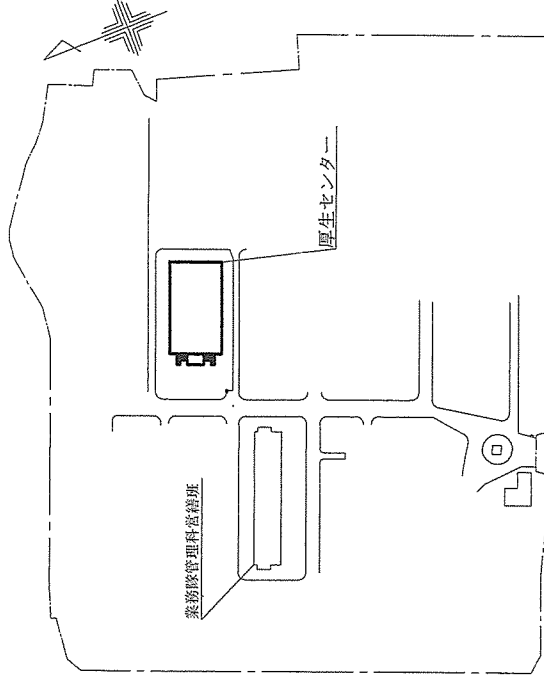
- (1) 工程表
- (2) 現場代理人通知書
- (3) 打合せ簿
- (4) 着工・完成届
- (5) 使用材料等承認願
- (6) 材料検査簿
- (7) 作業日誌
- (8) 作業写真
- (9) その他指示された書類

8 完了検査

作業終了後、現場清掃のうえ監督官に届け出て検査官の実施する完成検査を受け、合格を以て作業完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格を以て作業完了とする。

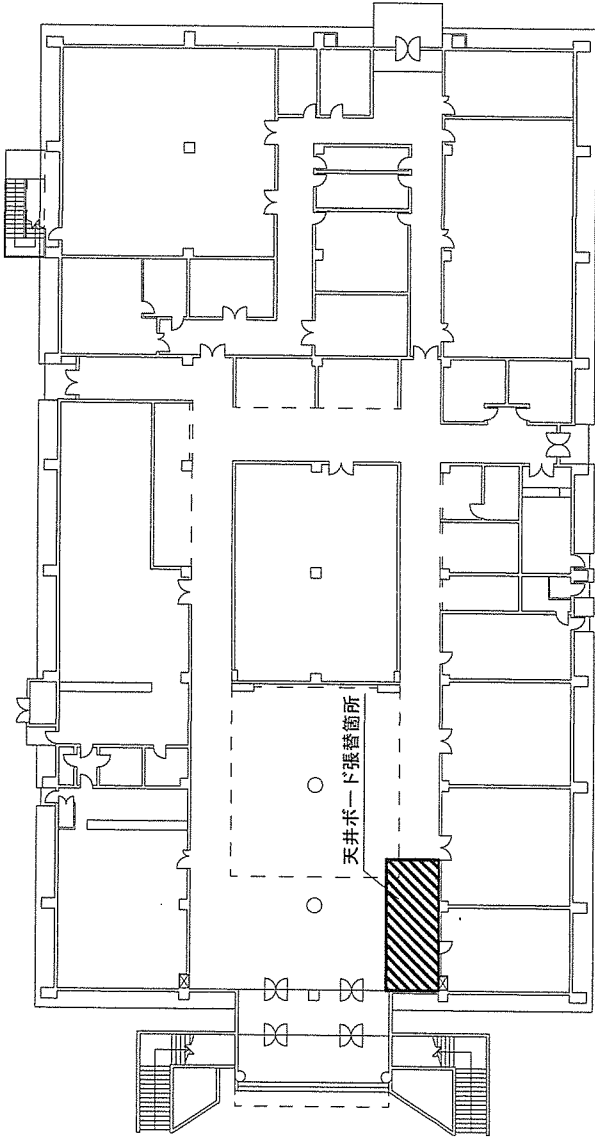


久居駐屯地案内図 1:X

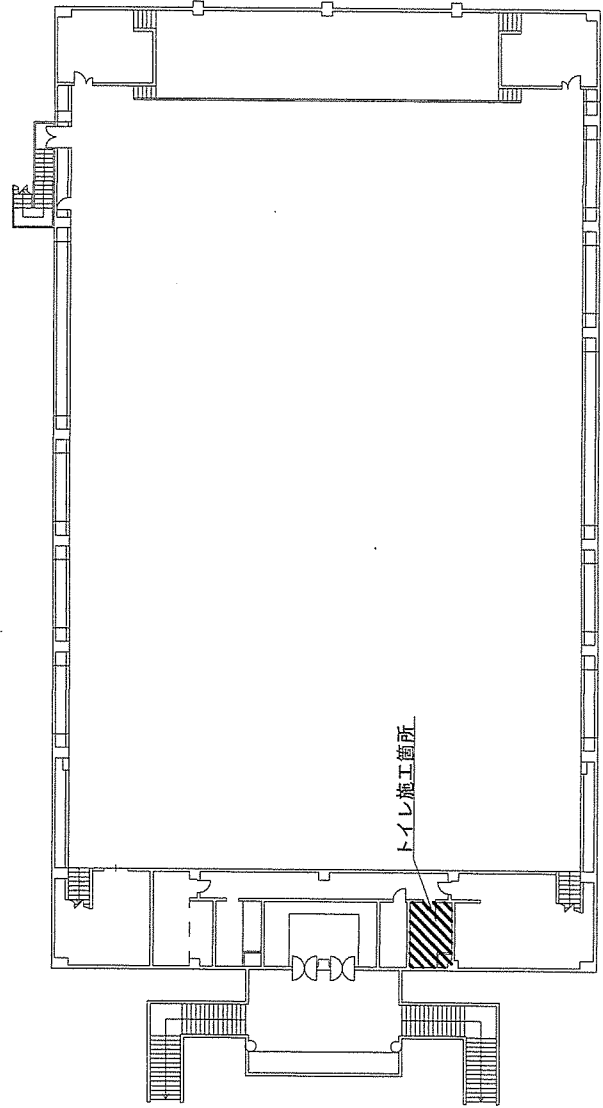


久居駐屯地平面図 1:X

件名	久居(7) 厚生センター一便所排水改修工事		
種別	久居駐屯地案内図・配置図		
	久居駐屯地業務隊管理科営繕班		
図番	3/5		



厚生施設 1 階平面図 1:X



厚生施設 2 階平面図 1:X

件名 久居(7) 厚生センター一便所排水改修工事

種別 厚生センター1・2階平面図

久居駐屯地業務隊管理科營繕班

図番

4/5

